

(府労組連)

回 答

令和5年11月9日

総務部長



## 【府労組連】最終回答

去る令和5年10月18日に、府労組連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨ご意見を十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項であります。社会経済情勢が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状も踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築いてまいりたいと存じます。

職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、現在、知事部局において検討を行っている「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」の取組みなども踏まえ、所要の協議を行ってまいりたいと存じます。

第2及び第3のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

本年度の人事委員会勧告の取扱いについては、勧告どおり実施したいと存じます。

具体的には次のとおりです。

給料表について、令和5年4月1日から引き上げることとしたいと存じます。

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、令和5年4月1日から、支給月額を251,700円に引き上げることとしたいと存じます。

期末・勤勉手当について、令和5年4月1日から年間0.1月分を引き上げ、年間4.5月分に改定し、その割り振りは、「期末手当」と「勤勉手当」に均等に配分したいと存じます。

これに伴う勤勉手当の成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ改めてお示しさせていただきます。

また、令和6年4月1日から、在宅勤務等手当を新設することとし、同手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずることとしたいと存じます。

その取扱いの詳細につきましては、改めてお示しさせていただきます。

技能労務職員について、技能労務職給料表については、行政職給料表に準じた取扱いとし、その他の人事委員会勧告についても行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたいと存じます。

会計年度任用職員の報酬及び期末手当につきましては、常勤職員に準じて、令和5年4月1日から改定してまいりたいと存じます。

会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することとしたいと存じます。

詳細につきましては、改めて協議させていただきます。

以上のうち、在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当を除く内容については、令和5年11月定例府議会へ条例（案）を提出し、在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当については、令和6年2月定例府議会へ条例（案）を提出したいと存じます。

勧告実施に伴う差額支給の時期については、令和5年11月定例府議会において、条例（案）の議決を得られれば、その段階で改めてお示ししたいと存じます。

第8のご要求について、子育て部分休暇の対象となる子については、令和6年4月から、小学校6年生まで引き上げたいと存じます。

なお、条例（案）については、令和6年2月定例府議会へ提出したいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答及び局長回答でお答え申し上げたとおりです。

ご要求に対する回答は、以上です。